

本書面の内容を十分にお読みください。

ご契約にあたって
[契約締結前交付書面]
(リミックスでんき+Fun)

電気事業法第2条の13の規定に基づき、お客さまとの電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の締結にあたっての重要な事項を以下のとおり記載いたしますので、内容にご同意のうえお申込みくださいますようお願いいたします。

なお、本書に記載のない事項については、株式会社リミックスポイント（以下「当社」といいます。）が別に定める「リミックスでんき約款（低圧）」（以下「約款」といいます）、「リミックスでんき料金定義書」（以下「料金定義書」といいます。）、ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款およびその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。

約款等は、当社 Web サイト (<https://www.remixpoint.co.jp/>) でご確認ください。

また、託送約款等は、当該一般送配電事業者のホームページでご確認ください。

1. 小売電気事業者の名称および登録番号

名称：株式会社リミックスポイント (Remixpoint, inc.)

代表者名：代表取締役社長 CEO 小田 玄紀

本店住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番9号 住友新虎ノ門ビル2階

登録番号：A0090

2. リミックスでんき+Fun の概要

「リミックスでんき+Fun」（以下「本プラン」といいます）は電力供給サービス「リミックスでんき」に会員優待サービスが付帯サービスとしてついてくる生活に“プラスα”を与える魅力あふれるプランです。電気代は各地域電力会社の特定小売供給約款に規定する基本料金および電力量料金単価と同等額で変わらず、優待特典や家電修理サポートサービスが無料でご利用いただけるプランです。

3. ご契約のお申込み方法

次の事項を明らかにして、所定の当社 Web サイトからお申込みいただきます。

本プランの選択、契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約電力、契約容量、契約主開閉器、負荷設備、発電設備、用途、使用開始希望日、料金の支払方法

4. 供給の開始

当社は、お客さまのお申込みを承諾した場合には、原則として、お申込みをいただいた日の当月または翌月の検針日から、電気を供給いたします。

ただし、当該一般送配電事業者の所定の手続きの進行状況等によって、上記の供給開始日までに電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらかじめお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めます。

また、当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更される場合で、当社以外の者との需給契約の廃止手続きが完了していないときには、供給開始日をあらかじめ協議いたします。

5. 供給電圧および周波数

供給電圧および周波数は、お客さまのお申込みいただいた内容により適用される約款および料金定義書の定めによります。供給電圧は、標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（一部地域は 60 ヘルツ）といたします。

6. 契約電力および契約容量の決定方法

契約電力または契約容量は、お客さまがお申込みいただいた内容により適用を受ける約款および料金定義書の定めに基づきます。

7. 電気料金の算定方法

ご契約いただく電気料金メニューは、お客さまのお申し込みいただいた内容に基づき決定いたします。

電気料金は、お客さまのお申込み内容に応じた契約種別ごとに料金定義書に定める基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとします。基本料金単価及び電力量料金単価については、後記【リミックスでんき+Fun 単価表】をご参照ください。電力量料金は、「燃料費調整額※」を加算あるいは差し引きして計算します。なお、燃料費調整単価及び燃料費調整額は各エリアの地域電力会社が発表している算定方法に準じて算定するものとします。

ただし、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限は設定しないものとします。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、エリアごとの各地域電力会社のホームページ等でご案内しております。

※原油・LNG・石炭の価格変動を料金に反映させるため、燃料価格の変動に応じて一定の基準により電気料金を自動的に調整するしくみを「燃料費調整制度」といい、本制度に基づき、燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定します。

電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、需給契約の開始または廃止により、使用期間が1月に満たない場合、日割計算をいたします。

(1) 基本料金

契約種別と契約電力または契約容量によって1月を単位として決められた料金です。なお、契約種別によっては、基本料金の代わりに、「最低料金」が適用される場合があります。

(2) 電力量料金

契約種別ごとに定められた電力量料金単価に使用電力量を乗じて算定します。なお、「燃料費調整額」を加算または差し引いて算定します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」に使用電力量を乗じて算定いたします。

(4) 延滞利息

お客さまが債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払われない場合は、延滞利息を当社が指定する期日までにお支払いいただきます。延滞利息が発生する起算日は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日とします。

延滞利息は、起算日から支払いがなされた日までの日数に応じて、年率14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。

8. 使用電力量の算定

使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点にかかわる30分ごとの接続供給電力量と

し、料金の算定期間の使用電力量は、原則として30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値とします。

なお、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、約款等の定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

9. 工事費等の負担

当社は、当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等にかかわる工事費等の請求を受けた場合は、その実費相当額を工事費負担金としてお客さまから申し受けることがあります。この場合、原則として当該一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

10. 電気料金等の減免措置

当社が、自然災害等に伴い電気料金等の支払期日の延伸もしくは減免措置を講じる場合、その旨を当社ホームページ等に掲出しお客さまにお知らせいたします。

お客さまの選択により割引プランの適用を受ける需給契約については、料金定義書に定める電気料金から割引プランによる電気料金の割引を受けることができます。なお、1需給契約につき、その他プランと重複して割引プランの適用を受けることはできません。

11. 電気料金等の支払方法

電気料金については毎月、工事費等についてはその都度、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。

なお、電気料金については、口座振替払い、クレジットカード払いの中から、お客さまが指定された方法によりお支払いいただきます。ただし、特別な事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただくことがあります。

請求書、利用明細書について書面の発行を希望される場合には、有料(1通につき200円(税別))で発行いたします。

12. 契約期間

供給開始日から1年間とします。

需給契約の契約期間の満了に先立ちお客さまと当社の双方が契約内容の変更または解約の申入れを行わない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

13. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- ・供給設備等の設計、施工、改修または検査
- ・お客さまの電気工作物の検査等

・計量器の検針または計量値の確認 ・需給契約の廃止または解約等により必要な処置

1 4. 保安に対するお客さまの協力

次の場合、お客さまは、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者に通知していただきます。

・引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合。

・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合。

1 5. 需給契約の変更・廃止

お客さまが需給契約の内容の変更を希望される場合は、2（ご使用開始のお申込み方法）に準じてお申込みいただきます。

また、需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただきます。

1 6. 解約等

（1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

イ お客さまが料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ 約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務を支払われない場合

ニ その他、需給契約に違反した場合

（2）お客さまが需給契約の廃止の通知をされないで需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものとします。

（3）当社との需給契約の解約に伴い、結果的にお客さまが他の小売電気事業者等から電気の供給を受けられない場合には、当該一般送配電事業者による電気の供給が停止されることがあります。そのときにはお客さまは、一般送配電事業者に対して最終保証供給・特定小売供給を申込む必要があります。

1 7. 需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力もしくは契約容量を減少しようとする場合には、原則として、約款等の定めに基づき料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

1 8. 違約金

お客さまが契約された用途以外の用途に電気を使用されたことまたは電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。「免れた金額」とは、約款等に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。なお、不正に使用された期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間とします。

1 9. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

2 0. 信用情報の共有

お客さまが、約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

2 1. その他

（1）約款の変更

・当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、その他供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により変更が必要な場合、消費税または地方消費税の税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

・約款を変更する場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、説明を要する事項のうち、約款の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地のみを説明し、交付する書面に記載すれば足りるものといたします。また、約款を変更する場合、当社は、約款の変更内容を、当社ホームページにおける掲載、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

・約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。また、この場合、当社は、前項のお知らせを省略することがあります。ただし、この場合であっても、変更後の約款については、当社ホームページにおいて掲載するものとします。

(2) 料金単価の変更

当社は、電気調達費用等の変動等により料金改定が必要となる場合には、次の手順に従い、需給契約における新たな料金単価を定めることができます。

イ 当社は、事前に新たな適用単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面（FAX による方法を含みます。）もしくは電磁的方法（当社 Web サイトにおける掲載、電子メールの送信）、またはその組み合わせによる方法でお客さまに通知します。

ロ お客さまは、新たな料金単価の適用を承諾しない場合には、新料金単価適用開始日の 15 日前までに、当社に対して書面（FAX による方法を含みます。）によって解約を通知することで需給契約を解約することができます。この場合、需給契約は、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。

ハ ロに定める期限までにお客さまより需給契約の解約の通知がない場合には、お客さまが新たな料金単価の適用を承諾したものとみなし、当社は、新料金単価適用開始日よりお客さまとの需給契約において新たな料金単価を適用します。

2.2. プランの変更

・本プランの適用対象のお客さまがその他のプランに変更する場合には、当社所定の様式によりお申込みをお願いします。

・その他のプランの適用には、当該プランの適用に係る規約に基づく条件があります。当該条件を充足しない場合には、プランの変更は対応いたしかねます。ご了承ください。

・本プランとその他プランは、同時に適用されることはありません。また、お申込みの時期（プランの変更申込を含みます。）によっては、いずれのプランも適用されない期間があります。ご了承ください。

2.3. お問い合わせ先

電話：03-6303-0339（平日 10：00～17：00）

メールアドレス：cs-teiatsu@remixpoint.co.jp

以上

【クーリング・オフについて】

(1) お客さまは、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」といいます。）に規定する訪問販売、電話勧誘販売により契約の申込みまたは契約をした場合には、同法第 5 条の書面を受領した日から起算して 8 日間は、書面または電磁的方法（メール、FAX 等）により当該契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。(2) お客さまは、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面または電磁的方法（メール、FAX 等）を当社より受領した日から起算して 8 日間を経過するまでは、書面または電磁的方法（メール、FAX 等）によりクーリング・オフを行うことができます。(3) 前各項のクーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面または電磁的方法（メール、FAX 等）による通知を発したときにその効力を生じます。(4) クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払いをお客さまに請求することはありません。(5) クーリング・オフがあった場合において、既に当該契約に基づき供給が行われていたときにおいても、当社はその料金その他の金銭の支払いを請求することはありません。(6) クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還するものとします。(7) クーリング・オフがあった場合において、当該契約に係る電気の供給に伴いお客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

《連絡先》

名称：株式会社リミックスポイント

住所：東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 9 号 住友新虎ノ門ビル 2 階

FAX：03-6303-0293 mail：cs-teiatsu@remixpoint.co.jp

【個人情報の取り扱いについて】

1. 個人情報の利用目的について

当社では、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。）を以下の目的で利用いたします。

- 1) リミックスでんき（以下、「当社サービス」といいます。）の受付および提供のため
 - 2) 当社サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため
 - 3) 当社サービスの情報提供およびお問い合わせ対応等のサポートならびにサービス向上のため
 - 4) 当社サービスの料金その他の請求業務を行うため
 - 5) エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替・点検等の保安活動のため
 - 6) 懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため
 - 7) お客さまにとって有用と思われる当社グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため
 - 8) 当社グループ各社および当社サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため
- ### 2. 個人情報の共同利用（電気小売事業に関するもの）

当社は次の通り個人情報の一部を共同利用します。

（1）共同して利用する個人情報の項目

- ・基本情報：お客さまの氏名、住所、電話番号および小売供給等契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。以下本表において同じ。）の契約番号
- ・供給（受電）地点に関する情報：託送供給契約または電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- ・ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

（2）共同して利用する者の範囲

小売電気事業者、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者

（3）利用する者の利用目的

- ・託送供給等契約の締結、変更または解約
- ・小売供給等契約の廃止取次
- ・供給（受電）地点に関する情報の確認
- ・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行
- ・ネガワット取引に関する業務遂行のため

（4）個人情報の管理について責任を有する者

- ・基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給または最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については一般送配電事業者）
- ・供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- ・ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

3. 個人情報に関する苦情、相談について

当社は、当社における個人情報の取扱いについて苦情またはご相談を受けた場合は、個人情報問い合わせ窓口を通じ遅滞なく対応いたします。

*上記に関する詳細等については、当社 HP をご確認ください。

【停電・電気の設備などに関するお問合せ】

停電・電気の設備などに関するお問合せは、電気をご利用のエリアの電力会社へお問合せ下さい。

東北電力ネットワーク	0120-175-366	東京電力パワーグリッド	0120-995-007	中部電力パワーグリッド	0120-985-232
北陸電力送配電	0120-837-199	関西電力送配電	0800-77-3081		

※北海道電力・中国電力・四国電力・九州電力は最寄りの営業所番号へお電話ください。

【お客様ページのご案内】

お客様ページにて電気料金のご請求・ご登録情報をご確認いただけます。

お客様ページの URL	https://portal.remix-denki.com/ ※下記 QR コードからもログイン可能です。
お客様ページのログイン ID ・初期パスワード	ご登録いただいたメールアドレスへ送付しております。

※お客様自身でパスワードのご変更をお願い致します。

※ご契約内容はお客様ページをご覧ください。



【リミックスでんき+Fun 単価表】

イ 基本料金

1月の基本料金単価は、次のとおりとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の月の基本料金は半額とします。

なお、まったく電気を使用しない場合の月の最低料金は全額請求させていただきます。

電力エリア		従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
北海道電力管内	基本料金	-	341.00 円/10A	341.00 円/kVA
東北電力管内	基本料金	-	330.00 円/10A	330.00 円/kVA
東京電力管内	基本料金	-	286.00 円/10A	286.00 円/kVA
中部電力管内	基本料金	-	286.00 円/10A	286.00 円/kVA
関西電力管内	基本料金	-	396.00 円/kVA	-
	最低料金	341.01 円	-	-
北陸電力管内	基本料金	-	242.00 円/10A	242.00 円/kVA
中国電力管内	基本料金	-	407.00 円/kVA	-
	最低料金	336.87 円	-	-
四国電力管内	基本料金	-	374.00 円/kVA	-
	最低料金	411.40 円	-	-
九州電力管内	基本料金	-	297.00 円/10A	297.00 円/kVA

※最低料金は、関西電力管内、中国電力管内は1契約につき15キロワット時(kWh)、四国電力管内は1契約につき11キロワット時(kWh)までの料金となります。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分

従量電灯の料金を算定する場合、次の料金適用上の電力量区分に応じて算定します。

【北海道電力送配電地域】

第一段階料金適用電力量	最初の120キロワット時(kWh)まで
第二段階料金適用電力量	120キロワット時(kWh)以上280キロワット時(kWh)未満
第三段階料金適用電力量	280キロワット時(kWh)を超えた場合

【北海道電力送配電地域以外】

第一段階料金適用電力量	最初の120キロワット時(kWh)まで
第二段階料金適用電力量	120キロワット時(kWh)以上300キロワット時(kWh)未満
第三段階料金適用電力量	300キロワット時(kWh)を超えた場合

ハ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

電力量料金の単価は、下表のとおりとします。なお、従量電灯の料金適用上の電力量区分は、下記に定めるとおりとします。

北海道電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	-	23.97 円/ 30.26 円/ 33.98 円	23.97 円/ 30.26 円/ 33.98 円
東北電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	-	18.58 円/ 25.33 円/ 29.28 円	18.58 円/ 25.33 円/ 29.28 円
東京電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	-	19.88 円/ 26.48 円/ 30.57 円	19.88 円/ 26.48 円/ 30.57 円
中部電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	-	21.04 円/ 25.51 円/ 28.46 円	21.04 円/ 25.51 円/ 28.46 円
関西電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	20.31 円/ 25.71 円/ 28.70 円	17.91 円/ 21.12 円/ 23.63 円	-
北陸電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	-	17.84 円/ 21.73 円/ 23.44 円	17.84 円/ 21.73 円/ 23.44 円
中国電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	20.76 円/ 27.44 円/ 29.56 円	18.07 円/ 24.16 円/ 26.03 円	-
四国電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	20.37 円/ 26.99 円/ 30.50 円	16.97 円/ 22.50 円/ 25.42 円	-
九州電力管内	従量電灯 A	従量電灯 B	従量電灯 C
第一段階/ 第二段階/ 第三段階	-	17.46 円/ 23.06 円/ 26.06 円	17.46 円/ 23.06 円/ 26.06 円

リミックスでんき +Fan 会員規約

第1条 (目的)

リミックスでんき +Fan 会員規約 (以下「本規約」といいます。)は、株式会社リミックスポイント (以下「当社」といいます。)が提供する「リミックスでんき +Fan (以下「本サービス」といいます。)」の利用に関して定めるものです。

第2条 (適用関係)

1. 本規約は、本サービスの提供およびその利用に関して適用されます。
2. 当社もしくはグループ会社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定 (以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容を優先します。

第3条 (定義)

1. 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとします。
2. 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続きを行い、当該申込みに対しこれを承諾した個人をいいます。なお、当社の承諾は郵送または電子メールにて会員番号を通知する方法により行います。
3. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した居住住戸 (事業用途に供する場合を除きます。)をいいます。
4. 「利用者」とは、個人である会員、およびそれらの同居人を合わせたものをいいます。

第4条 (委託)

本サービスは、一部のサービスを委託会社 (以下「委託会社」といいます。)が行います。

第5条 (会員資格)

本サービスの会員資格は、当社が電気の供給する地域において、電気需給契約を締結していることが条件となります。ただし、将来において、電気需給契約を予定している場合はこの限りではありません。

第6条 (本サービスの申込み、利用)

1. 会員は、本サービスを申込みする際には、あらかじめ本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の申込を通じて、加入するものとします。なお、1つの電気需給契約につき、本サービスを1つ申込みすることができるものとします。
2. 会員は、本サービスの利用にあたり、前項に加え、リミックスでんき Club Off 専用ウェブサイトに掲載された「ClubOff Alliance 会員規約」および本規約に付随する「家電修理サポートサービス利用規約」の内容を確認し、同意のうえ利用するものとします。

第7条 (本サービスの利用契約の成立)

1. 当社は、前条の会員からの申込があり次第、申込内容を確認のうえ、当社所定の方法で通知することにより、承諾の意思表示を行います。当社が承諾の意思表示を送付した時点で、本サービスの利用契約が成立したものとします。
2. 当社は、会員からの申込みに対して、以下の場合は承諾しません。
 - (1) 第5条の会員資格に合致しない場合
 - (2) 電力使用契約に基づく電気料金について、申込み時点で支払期日を超えても、なお支払われていない場合
 - (3) 本サービスの解約日から1年以上経過していない申込みの場合
3. 会員に対して本サービスの提供が開始される日は、本サービスの利用契約が成立した日の属する月の翌月1日とします。ただし、毎月20日以降に利用契約が成立した会員は翌々月1日開始とします。

第8条 (本サービスの内容)

1. 会員は、委託会社のコールセンターの求めに応じて、氏名、住所、電話番号等の情報を伝達します。
2. 会員は、本規約および別途、当社から会員に配付される利用案内に記載された内容に従って、下記のとおり、本サービスを利用するものとします。
 - (1) リミックスでんき Club Off
 - ① 会員は、リミックスでんき Club Off 専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、グルメなどを優待価

格で利用することができるサービス（以下「リミックスでんき Club Off」といいます。）を受けることができます。

②当社は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、リミックスでんき Club Offの一部を変更すること、または休止することがあります。

(2) 家電修理サポートサービス

① 会員は、所有する対象家電機器の故障について保証限度額の範囲にある限り、無償で修理サポートを行うサービス（以下「家電修理サポートサービス」といいます。）を受けることができます。

②当社は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、家電修理サポートサービスの一部を変更すること、または休止することがあります。

第9条（会員資格の取り消しなど）

1. 会員は、本サービスの利用契約を解約する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し入れることにより、本サービスの利用契約を解約することができます。この場合、当社が会員からの申し入れを承諾した日をもって、本サービスの利用契約の解約日とします。
2. 会員は、会員と当社との間の本サービスに係る電気需給契約を廃止した場合は、当該廃止日または解約日をもって、自動的に本サービスの利用契約が解約されることを予め承諾するものとします。
3. 会員が第10条4項に定める禁止行為を行ったと当社もしくは委託会社が判断したとき、当社は会員に対し何らの催告を行うことなく、直ちに本サービスを退会させることができます。併せて当社もしくは委託会社は被った損害の賠償を請求することができるものとし、会員はその請求に応じるものとします。

第10条（本サービスにおける遵守事項、禁止事項）

1. 会員は、本サービスが円滑に行われるように、当社ならびに委託会社のスタッフに全面的に協力するものとします。
2. 会員は、本サービスの提供に関する問合せまたは苦情等の申し出を行う場合、委託会社所定の窓口へ連絡するものとします。
3. 会員は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスの内容、当社もしくは委託会社のコールセンターへの電話番号を会員資格のない第三者に知らせ、本サービスを受けさせる行為
 - (2) 本サービスを営利目的で利用する行為、または本サービスを通じて営利を得る目的の行為
 - (3) 本規約および諸規定に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為およびそれに類する行為
 - (4) 本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
 - (5) 本サービスに関係する個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為
 - (6) 本サービスに関係する個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為もしくは与える恐れのある行為
 - (7) 政治・選挙・宗教活動および個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
 - (8) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為
 - (9) 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
- (10) その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切であると当社またはグループ会社もしくは委託会社が判断する行為

第11条（提供の拒否）

1. 当社もしくは委託会社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、会員に対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。
 - (1) 会員本人からの本サービスの利用申し込みであることを確認できない場合
 - (2) 台風・大雨・暴風・豪雪などの異常気象、地震・噴火などの天災地変もしくは戦争・暴動または公権力の行使等により、本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合
 - (3) 当社もしくは委託会社が本サービスを提供することが困難であると判断する場合

- (4) 本サービスを提供することにより、第三者の所有物の損壊、第三者の権利または利益の制限あるいは第三者に損害が生じることが想定される場合
- (5) 当社もしくは委託会社のシステムの定期的、緊急的な保守点検が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合
- (6) 前各号以外でも、社会通念上、本サービスの提供が困難であると当社もしくは委託会社が判断する場合

第12条（個人情報）

1. 当社ならびに委託会社は、会員の個人情報については、個人情報保護法に従い、必要な保護措置を講じたうえで、以下のとおり取扱うものとします。
 - (1) 会員が本サービスの提供を受けるために、会員が自ら告知する以下の個人情報を取得します。
 - ① 氏名、郵便番号、住所、性別、電話番号、電子メールアドレス等の会員が利用時または会員登録時に届け出た事項
 - ② 本サービスの利用にあたって、会員が届け出た事項
 - (2) 当社もしくは委託会社は、秘密保持契約を締結した別の委託会社に個人情報を提供することができるものとします。ただし、個人情報の提供を受けた別の委託会社は本条第2項に定める個人情報の利用目的に従い利用するものとします。
2. 前項で取得した個人情報を以下の目的のために利用します。
 - (1) 本サービスの提供、管理をするため
 - (2) 当社もしくは委託会社が本サービスに関する情報提供資料を送付するため
 - (3) 当社もしくは委託会社の行う事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を行うため
 - (4) 当社もしくは委託会社が提供する各種商品・サービスの案内、問い合わせへの対応、その他これらに付随する業務に利用すること
 - (5) 当社が、登録アドレスあてに、広告・宣伝メール（「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に定める「特定電子メール」を指します。）を送信すること
3. 前項（5）に定める広告・宣伝メールの送信については、当社は、会員からの申し出により、すみやかに停止します。
4. 会員は、当社ならびに委託会社が本サービスの利用状況を把握するための仕組みであるクッキー（Cookie）により利用状況を記録することに同意します。

第13条（本サービスの内容変更等）

当社は、会員の承諾または会員への事前通知なく、本サービスの内容を変更することができるものとします。

第14条（損害賠償の制限）

当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が会員に対して負う責任の範囲は、直接かつ通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限定されるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により会員に損害を与えた場合は、この限りではありません。

第15条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する会員への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) 会員の住所、請求書の送付先への郵送による通知
 - (2) 会員の電子メールアドレスまたは本サービスに登録している電子メールアドレスへの通知
 - (3) 本サービス会員 web ページ上での通知
2. 会員への通知は、前項に定める方法により、当社が通知を発した時点でなされたものとみなします。
3. 当社は第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスのウェブサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスのウェブサイト上に掲載した時点をもって、会員に対して、当該通知がなされたものとみなします。

第16条（変更の届出）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社へ届け出た内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社に届け出るものとします。なお、会員が届出内容の変更があった場合にもかかわらず、当社に

届出をしない場合（当社への届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、サービスの対象とならない場合がございます。また、本規約に定める当社からの通知については、当社が会員から届出を受けている連絡先へ発信したことにより、通知を行ったものとみなします。

2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示または提出を会員に求める場合があります。会員はこれに応じるものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - (2) 会員が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 会員が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 会員が自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 会員が暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 会員が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第18条（規約の変更）

本規約およびその他の諸規定は、適宜追加、変更、廃止等の改定を行います。この場合、当社は、改定日の一定期間前に、第15条に従い、当該改定の内容を会員に通知するものとします。会員は、通知された改定内容に同意しない場合は、すみやかに本サービスの利用契約の解約手続を講じなければならないものとします。会員が当該改定日後に本サービスの利用などの行為を行った場合、当社は会員が当該改定の内容を承諾したものとみなすことができるものとします。なお、本項により、規約等の変更を行った場合および会員が解約・退会手続を行った場合に、会員および第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第19条（譲渡禁止等）

会員は、会員の権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第20条（合意管轄）

会員および当社、委託会社は、本規約に関連した訴訟を行う場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第22条（その他）

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項については、会員および当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

本規約は、2022年6月1日から実施します。

Club Off Alliance 会員規約

株式会社リロクラブ（以下「弊社」という）は弊社の運営する「Club Off Alliance」（以下「本クラブ組織」という）のサービス（以下「本サービス」という）をご利用されるお客様（以下「会員」という）に、次の「Club Off Alliance 会員規約」（以下「本規約」という）を設けております。本規約および第 23 条に定める「個人情報の取り扱いについて」にご同意の上、本サービスのご利用をお願いいたします。尚、本サービスをご利用することによって、本規約および第 23 条に定める「個人情報の取り扱いについて」の内容に同意したものとみなします。

第 1 条<目的>

本クラブ組織は、会員に対し本規約に従って情報とサービスを提供し、会員のより充実した健康で豊かな楽しい生活をサポートすることを目的とします。

第 2 条<基本的事項の遵守>

本サービスのご利用に際し、会員には、本規約に定める諸事項、各種提携サービス毎の利用方法の他、サービス利用の一般的なマナーやモラル、および技術的ルールを遵守していただきます。

第 3 条<基本的事項に反する場合の措置>

本規約第 26 条に定める禁止事項のほか、第三者に迷惑・不利益を与える等の行為、弊社ならびに本クラブ組織のサービスに支障をきたす恐れのある行為、また本規約に著しく反するなど、弊社が不適切と判断する行為を行う会員には、本サービスの利用をお断りする場合があります。

第 4 条<会員側の利用環境を要因とする諸影響>

弊社ならびに本クラブ組織の提供するサービスは、文字(日本語表示)やメール、電話、パソコン、携帯電話、プリンターなど（以下「各種機器」という）の機種や諸設定が適切になされている方を対象としています。この条件にあてはまらない方の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、弊社ならびに本クラブ組織は一切の責任を負いません。また、上記条件を満たしていても、その他、会員側の各種機器の環境設定に関する全ての事情（弊社ならびに本クラブ組織の管理の及ばない全ての原因を含む）によって、本サービスが正しく作動しない場合も、それがもたらす諸影響に関して、弊社ならびに本クラブ組織は一切の責任を負いません。

第 5 条<ご利用の条件>

本サービスをご利用できるのは、本規約に同意したお客様のみです。また、弊社と業務提携など法人契約した提携先企業を介してお客様に本サービスの付帯・提供・募集を行う場合がございます。その場合の本サービスを利用する会員は、ご利用に際し本規約に定める事項のほか、提携先企業の定める一定のご利用条件が付されることがあります。

第 6 条<会員登録>

本サービスのご利用にあたり本クラブ組織への会員登録が必要な場合がございます。その際は、会員登録前に本規約にご同意の上、本クラブ組織へのご登録をお願いいたします。会員登録されるお客様には、ご自身に関する真実かつ正確なデータを所定の書式に入力し、本クラブ組織に登録していただきます。また、登録データが常に真実かつ正確な内容を反映するものであるように適宜修正していただきます。

第 7 条<本サービス利用上の注意点>

本サービスは会員への情報提供を目的としているものであって、会員は宿泊施設その他のサプライヤーと直接契約を結んでいただくことになります。弊社は予約確認書を送付する事務を行うことはあっても、会員との間で直接契約する関係には立ちません。また、

サービスの内容が会員の要求に合致することについて弊社は一切保証するものではありません。会員は、宿泊などのサービスを受けるにあたっては宿泊施設その他のサプライヤーの定める約款に従うものとします。

第8条<免責>

弊社ならびに本クラブ組織は、本サービスについて、宿泊施設やその他のサプライヤーと会員のトラブルに関しては、一切の責任を負わないものとします。

第9条<会員の自己責任>

会員が本サービスを利用するにあたり自ら行った行為および自己の ID 番号等によりなされた一切の行為ならびにその結果について、自らの行為の有無、過失の有無を問わず、会員はその責任を負担するものとします。また、本サービスを利用するにあたり、第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。会員が本規約に違反して弊社に損害を与えた場合、弊社ならびに本クラブ組織は当該会員に対して被った全ての損害の賠償を請求することが出来るものとします。また、会員は本サービスの利用に起因して会員のコンピュータなどの通信機器又はデータに発生した損害について全責任を負うものとし、弊社は一切責任を負いません。

第10条<ID 番号・パスワード>

会員は、ID 番号およびパスワードの管理責任を負うものとします。特にパスワードは絶対に他人に知られないようにして下さい。会員は、自己の ID 番号およびパスワードなどの使用に起因して生じる全ての事柄に対して全責任を負い、自己の ID 番号、パスワード（第三者による不正又は誤使用を含む）に起因して会員に生じたいかなる損害にも弊社は責任を負いません。

第11条<会員の個人データの変更>

本サービスのご利用の際、またはご登録した会員の個人データ（含 ID 番号・パスワード）に変更が生じた場合、会員はWeb サイト上または所定の手続きに従い、速やかに個人データの変更を行うものとします。会員による個人データの変更不備、或いは誤りが原因で、本サービス利用上の支障が生じても弊社ならびに本クラブ組織は一切責任を負いません。

第12条<クレジットカードデータの変更>

会員が所有するクレジットカード情報は、当社の運営するサイト上に入力し、当社が決済代行を委託する会社が取得・保有するものとし、変更が生じた場合、会員は速やかに委託する会社の所定の手続きに従い情報更新および変更を行うものとします。

第13条<会員種別および各種会費ならびに会員サービス特典適用の範囲>

本サービスのご利用にあたり本規約を承認した方、または本クラブ組織の目的に賛同し本規約を承認の上、所定の申し込み手続きを行い、本クラブ組織の承認を受けた後、本クラブ組織Web ページに定める入会金および会費を所定の方法および期日までにお支払いいただいた方を会員と認定します。これについては再登録時も同様の扱いとします。会員の種類にはVIP 会員とスタンダード会員の2つの種類があり、会員本人が任意に選ぶことが可能です。ただし、業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が締結した本サービスの利用に関する契約に準じ、会員の種類を選択することができない場合があります。尚、会員本人が同伴する場合、原則としてその同伴者にも同条件でサービス特典が適用されます。ただし、同伴者のサービス特典条件は一部制限される場合がございます。また、サービス特典は予告なく変更される場合があります。最新のサービス特典の内容は、会員が情報を得る本日現在のWeb サイト上に表示された内容による事とし、弊社ならびに本クラブ組織発行の会員に提供するガイドブックなどの各種紙媒体および業務提携先企業で告知したものは参考情報とします。

第14条<会費の支払い>

会費の支払いは、原則としてクレジットカードによる決済とし、そのクレジットカードの指定口座より所定期日に引き落とします。

尚、正式なお手続きがなされない場合、弊社ならびに本クラブ組織は会員等に通知することなくサービスの利用を停止または変更等を行なうことができるものとします。ただし、業務提携などによる法人契約を介した個人の入会金および会費の支払方法は別に定めることができるものとし、別に定めのある場合にはそれに従うものとします。

第15条<会員資格の起算および会員資格有効期限>

(1) 会員の資格の起算は以下のとおりとします。

1. Webサイトからの入会の場合

Webサイトから入会申し込みをした場合、その資格は即日からの起算となります。

2. 所定の入会申込書での入会の場合

本クラブ組織にて前月の20日までに申込書を受領した場合、当月1日から会員資格が起算されます。

3. 業務提携などによる法人契約を介した会員の会員資格の起算および期間は別に定めるものとします。

(2) ご利用にあたり会員登録が必要な場合の通常有効期限は毎月1日から同月末日迄の1ヵ月間、また月途中入会者の場合は会員資格起算日から同月末日迄の期間とし、以降、会員からの申し出が無い場合は1ヵ月毎の自動更新とします。

(3) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が締結した本サービスの利用に関する契約に準じた有効期間となります。

第16条<会員資格のアップグレードとダウングレード>

会員は別に定める所定の手続きを行い、本クラブ組織の承認を受けることで、VIP会員とスタンダード会員の2つの属性の会員資格を1ヵ月単位で任意に移動することができるものとします。ただし、業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が締結した本サービスの利用に関する契約に準じ、移動することができない場合があります。

第17条<ポイント制度>

(1) 本クラブ組織は別に定めるCOAポイントプログラム(以下『CPP』という)規約に同意した会員のみ会員資格取得と同時にCPPの特典を付与することがあります。

(2) 本クラブ組織は、会員が退会または会員資格を喪失した場合はその特典はその行為と同時に抹消できるものとします。

(3) 業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員は、ご利用に際しCPPに対し一定のご利用条件が付される場合があります。

(4) 業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員は、CPPのご利用ができない場合もあります。

(5) 業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が提携を解消した場合、CPPの特典がなくなるものとします。

第18条<退会の届け出>

(1) 会員が本クラブ組織を退会する場合は、原則として会員本人が退会当月(登録抹消当月)の前月の20日までに届け出を行うこととします。尚、退会届け出とは、会員が所定の用紙を、所定の宛先に、所定の方法で提出して、退会の申し出を行い、本クラブ組織がそれら全てを受領した時点までを指します。

(2) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体と弊社が締結した本サービスの利用に関する規約に準じ、その法人・団体からの退会申請に基づき、退会とさせていただきますことがあります。

第19条<会員資格の取り消し>

本クラブ組織は会員が次の何れかの事由に該当した場合、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

(1) 会員が本規約に定める規約事項に違反した場合。

(2) 会員が各クレジットカード会社の会員規約、特約に違反した場合。

(3) 本クラブ組織が会員として相応しくないと判断した場合。

(4) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、会員が所属する法人・団体を退職・脱会した場合。

(5) 会員が総会屋、暴力団およびそれらの構成員またはこれらに準ずる者（以下、「暴力団等反社会的勢力」とする）である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与している事が判明したとき。

第20条<本サービスの種類>

会員は本クラブ組織が指定した商品の購入またはサービス特典の提供を受けることが出来るものとします。また、その内容、価格、利用方法などは本クラブ組織の会員が情報を得る本日現在の最新のWebサイトに掲載されたものによることとし、弊社ならびに本クラブ組織発行の会員に提供するガイドブックなどの各種紙媒体、および、業務提携先企業で告知したものは参考情報とします。

第21条<IDカードの発行>

(1) 本サービスをご利用する会員または、本クラブ組織により入会を承認され、所定の手続きをされた会員に対しIDカードを発行されることがあります。

(2) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、本サービス利用のためのID番号の記載された提携カードが発行されることがあります。その提携カードの扱いについては、各契約先の企業・団体の規約・特約に準じます。

第22条<IDカードの紛失>

(1) 会員がIDカードを紛失した場合は、会員は所定の手続きに従い、直ちに本クラブ組織に対し、紛失したIDカードの使用停止およびIDカードの再発行届け出を行うものとします。ただし、再発行のための費用は全額会員の負担といたします。

(2) 業務提携などによる法人契約を介した会員は、本サービス利用のためのID番号の記載された提携カードが発行されることがあります。その場合、会員は契約先の企業・団体に対して届け出を行うものとします。ただし、発行のための費用については契約先の企業・団体の定めによるものとします。

第23条<個人情報の取り扱いについて>

弊社ならびに本クラブ組織は、本サービスをご利用される方または会員登録をされた方（以下「会員等」という）の個人情報に関し、別途定める「個人情報保護に関する基本方針」に基づき適切な取り扱いに努めるものとします。また、会員等は本サービスのご利用にあたって、弊社ならびに本クラブ組織の定める「個人情報の取り扱いについて」の内容を承認のうえ、本サービスを利用するものとします。

(1) 個人情報の利用目的

弊社ならびに本クラブ組織が自ら個人情報を取得する、または、他社から委託された個人情報の利用目的は次のとおりとします。

1. 各種会員制サービスの募集・提供・管理に関するため
2. 当社サービスに関する情報提供資料を送付するため
3. イベント開催に関する参加者募集・管理に関する業務のため
4. お問い合わせに関する回答・資料の発送のため

(2) 個人情報の取得方法と内容

会員等が本サービスを利用するにあたり、申込書面、Web申込入力画面、ファックス、電話での通話記録（録音させていただく場合があります）によって、以下の個人情報を取得します。

1. 姓名、郵便番号、住所、生年月日、性別、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、職業、勤務先等の会員等がご利用時または会員登録時に届け出た事項。
2. 会員等が本サービスの利用にあたって、申し出（利用内容、申込内容、画像データ、音声、クレジットカード種別・番号・有効期限・口座番号等の決済情報、等）により届け出た事項。

(3) 個人情報の第三者提供について

本サービスの本来的・付帯的な機能・サービス等の提供および会員等の依頼に基づくサービスの提供のため業務に付随し、以下のとおり第三者に個人情報を提供する場合があります。

1. 提供の目的

宿泊・旅行・チケット等の手配およびその利用料金補助精算業務、利用動向分析・把握を行うため、お問い合わせに関する回答・資料の発送のため

2. 提供する個人情報の項目

氏名、性別、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス、パスポート番号、ID 番号、申込内容

3. 提供する方法

書面、電話での口頭伝達、ファックス、電磁的記録媒体の受渡・電子メール等の電磁的通信手段

4. 提供を受ける者

運送会社・宿泊施設・旅行代理店・保険会社・チケット斡旋店等各種サービス提供企業、業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員等の場合はその契約主体の法人

(4) 個人情報の委託について

本サービスの提供にあたり、サービスの受付決済業務、情報提供資料などの発送業務、システムメンテナンス業務、会員証発行業務などを業務の遂行に必要な範囲で保護措置を講じた上で個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合があります。

第24条<個人情報の開示、訂正、削除>

弊社ならびに本クラブ組織では、個人情報およびその利用目的の開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者提供の停止の求め、また、個人情報取り扱いの委託による各種サービス等を受けたくない旨のお申し出があった場合、ご本人の確認をさせていただいた上で、すみやかに対応させていただきます。尚、お問い合わせについての窓口は以下各号のとおりとなります。また、個人情報のご提供は任意ですが、必要な個人情報をご提供いただけない場合には、個人情報に基づく本サービスがご利用になれないこともございますのでご了承ください。

(1) 個人情報に関するお問い合わせ先

個人情報保護管理者 個人情報保護管理担当 執行役員 (E mail : privacyRC@relo.jp)

(2) 弊社と業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員等からの開示、訂正、削除等の求めについては、その内容により、個人情報の委託元が提携先企業である場合など、提携先企業への連絡をお願いする場合や、提携先企業からその求めに応じることがあります。

第25条<会員のプライバシー保護>

弊社ならびに本クラブ組織は業務上知り得た会員の情報を他に漏らすことのないよう、会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。ただし、会員は弊社ならびに本クラブ組織と機密保持契約を結んだ各カード会社および宿泊施設やその他のサプライヤー間ならびに弊社が提供するサービスにおいて、会員の属性、信用およびサービスの利用状況などの情報提供または交換がなされることを承認するものとします。また、業務提携などによる法人契約を介して本サービスを利用する会員の場合はその契約主体の法人に対しても同様の承認をするものとします。尚、以下のケースにおいても個人情報を開示する場合があります。

(1) 会員が、個人情報の提供・開示に同意している場合。

(2) 法令により開示を求められた場合。

(3) 弊社が本サービス利用動向分析等のため統計情報（個人の特定できない情報）を開示する場合。

第26条<禁止事項>

会員は本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 他の会員、第三者もしくは弊社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害する恐れがある行為。

- (2) 前項の他、他の会員、第三者もしくは弊社に不利益または損害を与える行為、および与える恐れのある行為。
- (3) 他の会員、第三者もしくは弊社を誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、又その恐れのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の会員または第三者に提供する行為。
- (5) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為、もしくはその恐れのある行為。
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
- (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- (8) 弊社の承諾無く、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為。
- (9) ログインID およびパスワードを不正に利用する行為。
- (10) コンピュータウイルスなどの有害なプログラムは本サービスを通じて、また本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (11) 法令に違反する、又は違反の恐れのある行為。
- (12) その他、弊社が不適切と判断する行為。

第27条<連絡事項>

弊社が本規約および本サービスに関連する会員への通知を発する場合には、次のいずれかの手段により行うことにより、合理的期間経過後に会員に到達したものとみなします。

- (1) ご利用の際のメールアドレスに宛てて、電子メールを送信すること。
- (2) ご利用の際の住所に宛てて、書類等を発すること。
- (3) 本サービスを提供するWebサイト上またはその他電子的な手段により告知すること。

第28条<サービスの中止・中断>

弊社ならびに本クラブ組織は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に本サービス全体又は一部を変更すること、又は中止することができるものとします。また、弊社ならびに本クラブ組織は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止中断できるものとします。

- (1) 本サービスのシステム保守を定期的に又は緊急に行う場合。
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常とおりできなくなった場合。
- (3) その他、弊社ならびに本クラブ組織が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。

第29条<本サービスの提供条件>

弊社は本サービスをおあるがままの状態、且つ適用可能な範囲という条件で提供します。弊社は以下の内容について一切保証を行うものではありません。

- (1) 本サービスの内容が会員の要求に合致すること。
- (2) 本サービスが中断されないこと。
- (3) 本サービスがタイムリーに提供されること。
- (4) 本サービスが安全であること。
- (5) 本サービスにおいていかなるエラーも発生しないこと。
- (6) 本サービスにより提供される情報が正確であり、信頼できるものであること。
- (7) 本サービスにいかなる瑕疵もないこと。

第30条<本クラブ組織および会員登録に関するシステム内容の変更>

弊社ならびに本クラブ組織は、本クラブ組織の運営ならびにご利用または、会員登録に関するシステムや内容の変更が必要であると判断した場合には、事前に通知することなく必要な変更を行います。

第31条<規約の変更など>

本クラブ組織の健全な運営を図るため、弊社ならびに本クラブ組織は、会員に事前に通知することなく、本規約を変更し、入会金、会費、サービスの内容、その利用料金などを改定できるものとします。内容変更後は、変更後の内容のみ有効とさせていただきます。変更後の規約は、本クラブ組織の会員が情報を得る本日現在の最新のWebサイトに掲載した時点より効力を生じるものとします。

第32条<会費などの不返還>

会員が退会または会員資格を喪失した場合、既にお支払いいただいた会費の返却は行わないこととします。

第33条<管轄裁判所>

(1) 本サービスに関連して、会員と弊社ならびに本クラブ組織との間で紛争が生じた場合には、当事者間において誠意をもって解決するものとします。

(2) 会員と弊社ならびに本クラブ組織との間で訴訟の必要性が発生した場合、弊社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第34条<規約の発効>

本規約は、日本標準時2010年4月1日より有効とします。

家電修理サポートサービス 利用規約

第1条（特典サービス）

本サービスの会員は以下特典サービスが利用可能となります。

ア、特典の内容および注意事項

引受保険会社をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を当社、被保険者を会員とする商品付帯型動産総合保険契約に基づき、特典保証機器（本規約第2条を指します）について、保証上限金額の範囲内にある限り、無償で修理サポートを行う特典です。

イ、保証上限金額を超過した場合、超過部分は会員の負担として、当社もしくは委託会社へ別途お支払いいただきます。

ウ、特典は、特典保証機器への修理サポートとなります。

エ、特典の利用にあたって、会員（被保険者）は、修理費の請求および受領にかかわる一切の権限を当社もしくは委託会社に委任することになります。

オ、特典については、本項に定めるもの以外は、本規約の定めに基づき準ずるものとします。

カ、特典の内容は、会員の承諾なく、また、会員への事前の通知なく、任意に、一部を変更すること、または休止することがあります。

第2条（特典保証機器）

以下の種別に該当する家庭用家電製品を特典保証機器とします。

特典保証機器の種別

ア、ルームエアコン（天井・壁埋め込み、天吊り、24時間換気空調システムは除く）

イ、冷蔵庫（200L未満のものは除く）

ウ、洗濯機（乾燥機能のみのものは除く）

第3条（特典保証機器の条件）

ア、会員の所有する機器。

イ、会員の住所（加入申込時に指定した居住住戸を指します。）で利用している機器。

ウ、利用契約の成立日において、正常に動作している機器。

エ、日本国内で修理可能かつ当社もしくは委託会社で修理可能なメーカーの機器。

オ、製造年月から10年以内の機器。

※製造年月が不明な場合は、無償修理対応外となります。

カ、出張修理対応の機器。（発送修理になる場合は無償修理対応外となります。）

第4条（特典保証機器から除かれるもの）

ア、当該機器の付属品・消耗品（ACアダプタ・ケーブル・バッテリー外部記録媒体等）。

イ、当該機器内のソフトウェア。

ウ、レンタル・リースなどの貸借の目的となっている機器。

エ、業務用に利用されている機器。

オ、過去に当該機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされた当社が判断した機器。

カ、第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器。

キ、日本国外のみで販売されている機器。

ク、本サービス以外の保険又は保証サービス等を用いて、修理又は交換が可能な機器。

ケ、製造年月より 10 年を経過している自然故障が発生した機器。

コ、製造年月が不明な機器。

サ、浴室（脱衣所を含みます）に設置された機器。

第 5 条（特典対象となる故障）

特典対象は自然故障（特典保証機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。）のみとします。

但し、特典保証機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障に含まれません。

第 6 条（特典対象外の故障）

ア、破損

イ、水漏れ・水没

ウ、落雷

第 7 条（特典の提供期間）

本サービスのご提供期間に準ずるものとします。

第 8 条（特典の利用方法）

当社から会員に配付される本サービスの利用案内に記載された窓口へ電話連絡することで、申し込むことができます。受付時間は平日 9 時から 17 時までとし、「メーカー名」「型番」「製造年月」が不明な場合は受け付けることができません。

第 9 条（保証上限、保証対応期間、保証上限金額、保証上限回数）

特典にかかる費用（以下、保証上限金額といいます。）を超える場合は、当該超過部分は会員負担とし、会員は当該超過部分相当額の支払義務を当社もしくは委託会社に負うものとします。

特典保証機器の種別 保証上限金額

（税込）	保証対応期間	保証上限回数
	自然故障	
ルームエアコン	金 500,000 円	
／1 回あたり	特典保証機器の購入日から	
120 ヶ月以内（※1）	無制限	
冷蔵庫		
洗濯機		

※1 特典保証機器のメーカーが定める保証期間（メーカー保証期間）中の自然故障の場合、特典の対象外とし、会員は直接購入された販売店又はメーカーに問い合わせるものとします。

第 10 条（除外事項）

次のいずれかに該当すると当社もしくは委託会社が判断した場合、会員は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

ア、会員の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。

- イ、会員と同居する者および利用者の親族の、故意、重大な過失、機器の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ウ、機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社もしくは委託会社が判断する場合。
- エ、盗難・紛失による損害（盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます。）
- オ、破損、水没、水漏れ、落雷、火災、又は地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合。
- カ、保証対応期間を超えた場合。
- キ、他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合（メーカー保証、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みません。）
- ク、当社もしくは委託会社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ケ、会員の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
- コ、機器が業務利用されている場合。
- サ、会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- シ、日本国外で生じた故障の場合。
- ス、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）。
- セ、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された場合（放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。）。
- ソ、公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- タ、会員から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- チ、本サービスの提供期間開始日以前に会員に生じた機器への故障の損害の場合。
- ツ、本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた機器への故障の損害の場合。
- テ、本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ト、本機器購入の時点での初期不良であった場合（リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。）。
- ナ、機器の本サービスの対象となる故障以外の損害、附属的損害又は間接的損害。
- ニ、メーカー・型番・製造年月の確認が取れない機器の場合。
- ノ、付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障の場合（コンピュータウィルス、データ損失による故障を含みます。）。
- ハ、自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障の場合。
- ヒ、擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、本体機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
- フ、当社に登録されている会員住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合（会員が当社へ会員住所の変更を通知し、当該変更する会員の住所と一致する場合は除きます）。
- ヘ、機器が展示品等、新品ではない製品として購入した機器である場合。
- ホ、機器が浴室（脱衣所を含みます）に設置してある場合。
- マ、本規約に反した場合。
- ミ、会員が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。
- ム、会員が申告した故障症状が再現しない場合。

以上